坂祝町農業委員会委員候補者及び坂祝町農地利用最適化推進委員候補者

の推薦並びに募集要領

現在の委員の任期が令和５年７月１９日で満了にとなるため、新たに坂祝町農業委員会委員（以下「農業委員」）及び坂祝町農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）を募集します。

１　推薦及び募集の対象及び定数

　（１）農業委員　１４名

　（２）推進委員　　３名

２　推薦及び募集の期間

　　いずれも令和５年３月１日（水）から令和５年３月３０日（木）まで

３　推薦及び応募資格

　　推薦を受け又は応募できるのは、次に掲げる資格要件をすべて満たしている方です。

（１）町内に住所を有する方を基本に、町外に住所を有する方も妨げない。

（２）町の職員でない方

（３）暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有していない方。

※　ただし、次のいずれかに該当する場合の方は、推薦を受け又は応募することができません。

　　①　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方

　　②　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

４　推薦又は応募の方法

　　別添の「推薦書」又は「応募申込書」に必要事項を記入し、記名押印又は

　　署名押印のうえ、締切日までに坂祝町役場産業建設課へ提出してください。

　　なお、郵送による提出も受け付けます。（締切日当日の消印有効）

　　また、提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承くださ

　　い。

※　メール及びＦＡＸによる提出は受け付けません。

※　法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、すべて公表となりますのでご承知ください。

※　推薦を受け又は応募していただいても必ずしもこれらの委員候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

５　候補者の選考

　（１）農業委員候補者の選定

　　　推薦もしくは応募による候補者の総数が１４人を超えた場合又は町長が

必要と認めた場合は、選考委員会を設けてそれぞれの候補者を選定しま

す。

なお、必要に応じて面接することがあります。

　（２）推進委員候補者の選定

　　　推薦もしくは応募による候補者の総数が３人を超えた場合又は農業委員

会長が必要と認めた場合は、坂祝町農業委員会が候補者を選定します。

なお、必要に応じて面接することがあります。

６　選考結果の通知

　　選考結果は、令和５年４月末までに本人宛に郵送通知します。

７　個人情報の取扱い

　　推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意

　　するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません

８　任期

　　（１）農業委員　任命の日（令和５年７月２０日）から３年間

　　（２）推進委員　委嘱の日から農業委員の任期満了日まで

９　職務

　（１）農業委員

　　農地転用、農地の無断転用の防止・解消など農地法等に基づいて農業委員

会の権限に属する事項のほか、農地利用集積・集約化、耕作放棄地の防止・

解消などの農地利用の最適化に関する事項についての調査、審議等が主

な職務となります。会議は、２カ月に１回（月初旬）程度の開催となりま

す。また、必要に応じて研修会も出席していただく場合があります。

　（２）推進委員

　　農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農

業が組織する団体等との話し合いを行い農地の利用の集積・集約化、耕作

放棄地の防止・解消を図るための調査等が主な職務となります。定期的な

会議は予定していませんが必要に応じて農業委員会の会議に出席し、報告

等していただく場合があります。また、必要に応じて研修会も出席してい

ただく場合があります。

１０　身分及び報酬額

　　いずれも地方自治法２０３条の２に規定する特別職の非常勤職員で、坂祝

町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例基づき報酬を支給

します。

１１　推薦及び応募の問い合わせ先

　　〒５０５－８５０１

　　加茂郡坂祝町取組４６番地１８

　　坂祝町役場　農業委員会事務局

　　電　話　０５７４－６６－２４０１

　　ＦＡＸ　０５７４－２７－１８０８

　　メール　sangyoukensetsu@town.sakahogi.gifu.jp